

## 《個人情報取扱に関する同意条項》

### 第1条（個人情報の取得・保有・利用）

申込者、契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人（以下、「申込者等」といいます。）は、山陰信販株式会社（以下、「当社」といいます。）との本契約（本申込みを含みます。）および本契約以外の当社と締結する契約の与信判断（途上与信を含みます。）ならびに与信後の管理のために以下の個人情報を取得し、当社が保護措置を講じたうえで、当社が定める相当な期間保有・利用することに同意します。

- ① 属性情報（本申込時に記載・入力等したものを含みます。氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号（携帯電話番号を含みます。）、eメールアドレス、勤務先内容、勤務先電話番号、家族構成、住居状況等）。これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。
- ② 契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名およびその数量/回数/期間、契約額、利用額、貸付額、利息、分割払手数料、保証料、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）
- ③ 取引情報（本契約に関する利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況、お問い合わせ内容等）
- ④ 支払能力判断情報（申込者等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関するクレジット利用履歴および過去の債務の支払状況等）
- ⑤ 収入証明関係情報（収入証明書等申込者等が提出した書面の記載事項等）
- ⑥ 本人確認情報（本契約に関し、法令または当社が必要と認めた場合に、申込者等が提出した運転免許証等に記載された記号番号等の事項等）
- ⑦ 当社が適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑧ 映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁氣的または光学的媒体等に記録したもの）
- ⑨ 公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報等）

### 第1条の2（個人関連情報の取扱い）

申込者等は、当社が提携する個人関連情報取扱事業者から提供を受けた以下の個人関連情報を、申込者等の個人データとして取得し、第1条及び第2条所定の利用目的の範囲内で、当社が定める相当な期間保有・利用することに同意します。

- ① 固定電話番号・携帯電話番号の使用履歴

### 第2条（個人情報の利用）

(1) 申込者等は、当社が下記の目的のために第1条①②③の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意します。

- ① 当社のクレジット関連事業等における市場調査、商品開発
- ② 当社のクレジット関連事業等における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内または、貸付の契約に関する勧誘
- ③ 当社のクレジット関連事業等における広告宣伝等のための電子メールの送信
- ④ 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内

※ なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等をご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.san-inshinpan.co.jp>

(2) 申込者等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、個人情報の保護措置を講じたうえで、当該業務委託先に業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意します。

### 第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者等の個人情報

報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

(2) 申込者等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	(株)シー・アイ・シー (CIC)	(株)日本信用情報機構 (JICC)
① 本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	照会日から 6 ヶ月以内
② 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)
③ 債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

(3) 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、お問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
(株)シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階	0120-810-414	<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>
(株)日本信用情報機構 (JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館	0570-055-955	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>

※ (株)シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法および貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

※ (株)日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法にもとづく指定信用情報機関です。

※ 個人情報情報機関の業務内容、加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記各個人情報情報機関のホームページ等をご覧ください。

(4) 当社が加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関は、下記の通りです。

名称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人情報情報センター (KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>

※ 個人情報情報機関の業務内容、加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記個人情報情報機関のホームページ等をご覧ください。

※ (株)シー・アイ・シー、(株)日本信用情報機構、全国銀行個人情報情報センターの三機関は相互に提携していません。

(5) 上記(3)に記載されている個人情報情報機関の登録する情報は、下記の通りです。

① (株)シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等。

## ② (株)日本信用情報機構

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）。

## 第4条（個人情報の提供・利用）

(1) 申込者等は、当社が下記の目的で第三者に対して、第1条の個人情報を必要な保護措置を講じたうえで提供することおよび当該第三者が提供の趣旨に従い当該個人情報を利用することに同意します。

①	提供する第三者	株式会社ホテルわこう（当社関連会社） 〒683-0802 鳥取県米子市東福原2丁目1-1 TEL 0859-33-1621
	第三者の利用目的	ホテル事業等における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内
	提供する個人情報	第1条の個人情報①の必要な範囲
②	提供する第三者	「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社
	第三者の利用目的	譲り受けまたは委託を受けた債権の管理・回収を行うため、および債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため
	提供する個人情報	第1条の個人情報のうち必要な範囲

(2) 前項の提携会社等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中および本契約日終了日から5年間とします。なお、前項の第三者における個人情報の利用期間については、各社にお問い合わせください。

## 第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 申込者等は、当社および第3条記載の個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

① 当社に開示を求める場合には、第8条記載の窓口にご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでご確認いただけます。

ホームページアドレス：<https://www.san-inshinpan.co.jp>

② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関にご連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、申込者等が本契約に必要な記載事項（本申込書等に記載すべき事項）の記載を希望しない場合または本同意条項の内容の全部もしくは一部を同意しない場合、本契約をお断りすることがあります。

ただし、本同意条項第2条（1）に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

## 第7条（利用・提供中止の申出）

同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用・提供を中止する措置をとります。

## 第8条（個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除に関する申込者等の個人情報に関するお問い合わせや、利用・提供中止、その他のご意

見の申出等に関しましては、下記までご連絡ください。なお、当社は個人情報適切に保護する責任者として、個人情報管理責任者を設置しております。

山陰信販株式会社 〒683-8602 鳥取県米子市東福原 2 丁目 1-1

- ・コンタクトセンター TEL 0859-32-7331
- ・お客様相談室 フリーダイヤル 0120-31-4839
- ・ホームページアドレス：<https://www.san-inshinpan.co.jp>

## 第 9 条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第 1 条および第 3 条（2）①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第 10 条（条項の変更）

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

# 《金銭消費貸借契約条項》

## 第 1 条 契約の成立・変更

1. 申込者（以下、「私」といいます。）と山陰信販株式会社（以下、「貴社」といいます。）との間の表記金銭消費貸借契約（以下、「本契約」といいます。）は、私が本条項を承認のうえ、表記申込金額の借入れを申込み、貴社が承認し、原則として表記記載の支払口座に振込みを行ったときをもって成立する要物契約とします。なお、借入金の資金用途は非事業性資金に限るものとします。

2. 貴社は民法第 548 条の 4 の規定に基づき本条項の変更については、効力発生時期を定め、インターネットその他適切な方法で私に周知したうえで変更できるものとします。

## 第 2 条 融資金

1. 私が貴社から借入れる金員（以下、「融資金」といいます。）の融資金額は、表記の貴社が承認した決定融資金額とします。

2. 融資金は、私が指定した金融機関口座への振込により、融資実行されるものとします。

## 第 3 条 融資金の返済方式等

1. 融資金の返済方式、返済（支払）回数は、表記記載のとおりとします。

2. 融資金の返済方法は、表記支払月の 27 日（当日が休業日のときは翌営業日。以下、「約定返済日」といいます。）に私の指定した金融機関口座より口座振替の方法によるものとします。なお、私が希望し、貴社が適当と認めた場合または事務上の都合により、貴社の指定する預金口座への振込等貴社が別途指定する方法で支払う場合があります。

## 第 4 条 利率および利息の計算

1. 融資金の貸付利率は、表記記載のとおりとします。

2. 融資金の利息計算は以下のとおりとし、各支払期日に後払いするものとします。

利息＝融資金残高×貸付利率（実質年率）×経過日数÷365 日（ただし、うるう年の場合は年 366 日の日割計算とします。）

## 第 5 条 遅延損害金

1. 私が、約定返済日に返済金を遅滞したときは遅滞した元金に対し、また、第 10 条の規定により期限の利益を喪失した場合は残債務元金に対し、いずれもその翌日から完済の日まで貴社所定の遅延損害金を支払うものとします。

2. 遅延損害金の計算方法は、以下のとおりとします。

遅延損害金＝支払うべき元金×遅延損害金率（実質年率）×遅延経過日数÷365 日（ただし、うるう年の場合は年 366

日の日割計算とします。)

3. 遅延損害金率（実質年率）年 20.0%

## 第6条 支払金の繰上返済

1. 私が、約定返済日前に支払う場合は、事前に貴社に通知するものとし、支払時期・金額および支払後の処理については、貴社所定の方法に従うものとしします。
2. 残債務全額を一括して返済する場合は、残債務元金と返済日までの利息を支払うものとしします。
3. 貴社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、私および連帯保証人への通知なくして、貴社が当該支払いを貴社所定の約定返済日における支払いとみなし、貴社所定の順序および方法により、貴社に対するいずれの債務（私が返済した場合は私の、連帯保証人が支払いした場合は連帯保証人の本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、私および連帯保証人は異議ないものとしします。
  - ① 貴社に対する事前の連絡または貴社の承認なく行われたとき。
  - ② 貴社に対する事前の連絡および貴社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
  - ③ 貴社に対する事前の連絡および貴社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払方法と異なる方法により行われたとき。
  - ④ 貴社に対する事前の連絡および貴社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に、私および連帯保証人の指定にしたがい貴社が通知した金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

## 第7条 支払金等の充当順序等

1. 口座振替または貴社が送付する用紙による貴社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払い以外の方法で私または連帯保証人の貴社に対する支払いが行われた場合には通知なくして、貴社が当該支払いを貴社所定の約定返済日における支払いとみなし、貴社所定の順序および方法により、貴社に対するいずれの債務（私が支払いした場合は私の、連帯保証人が支払いした場合は連帯保証人の本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振替、郵便為替による返金等をして、私および連帯保証人は異議ないものとしします
2. 前項にかかわらず、私または連帯保証人が事前に貴社に連絡のうえ貴社の承認を得て、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定にしたがい貴社が私または連帯保証人に通知した金額を支払った場合には、貴社は、私または連帯保証人の支払った金額を当該指定にしたがい充当するものとしします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、貴社所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとしします。
3. 貴社が送付する用紙による貴社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で私または連帯保証人の貴社に対する支払いが当該用紙に記載された支払期日に行われた場合において、超過支払金（当該支払いが行われた日を返済日として私または連帯保証人が貴社に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ）があるときは、貴社が私または連帯保証人への通知なくして、当該超過支払金を貴社所定の時期における支払いとみなし、貴社所定の順序および方法により、貴社に対するいずれの債務（私が返済した場合は私の、連帯保証人が返済した場合は連帯保証人の本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、私および連帯保証人は異議ないものとしします。

## 第8条 届出事項の変更・通知等の送付

1. 私および連帯保証人は、貴社に届出た住所、氏名、勤務先（連絡先）、支払口座等について変更があった場合には、貴社所定の届出書または貴社の認める方法により、遅滞なく貴社へ通知するものとしします。また、私もしくは連帯保証人にかかる後見人、保佐人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ、遅滞なく所定の届出書により貴社に通知するものとしします。通知を行わなかったことによる不利益は私および連帯保証人の負担となります。
2. 私および連帯保証人は、本条第1項の住所、氏名の変更の通知を怠った場合、貴社からの通知または送付書類等が

延着または不到達となっても貴社通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、本条第1項の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があり、私および連帯保証人がこれを証明したときはこの限りではありません。

3. 貴社が私および連帯保証人宛に発送した通知が、私および連帯保証人が不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、私および連帯保証人に到達したものとみなします。ただし、私および連帯保証人にやむを得ない事情があり私および連帯保証人がこれを証明したときはこの限りではありません。

4. 貴社は、私および連帯保証人を貴社との間で本契約以外の契約がある場合において、私および連帯保証人が住所、氏名、勤務先（連絡先）等の変更を本契約以外の契約について届出をした場合には、私および連帯保証人は、貴社との間のすべての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。

5. 本条第1項および第4項のほか、貴社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。なお、私および連帯保証人は、当該取扱について異議なく承認するものとします。

### 第9条 反社会的勢力の排除

1. 私および連帯保証人は、私または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私および連帯保証人は、私または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 私および連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号いずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、貴社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、貴社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、私または連帯保証人は、私または連帯保証人に損害が生じたときでも、貴社に対し何らの請求をしないものとします。

### 第10条 期限の利益の喪失

1. この契約成立後、私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当然に期限の利益を失い、貴社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

- ① 私が本契約にもとづく支払いを1回でも怠ったとき（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する）。
- ② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。または、一般の支払いを停止したとき。

③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関係ないものは除く）の申立てがあったとき。または滞納処分を受けたとき。

④ 破産、民事再生の申立てがあったとき。

⑤ 債務整理のための裁判所が関与する手続きの申立、提起（不当利得返還請求等の訴訟を含む）をしたとき。または、債務整理のための弁護士等へ依頼した旨の通知が貴社に到達したとき。

⑥ 貴社に通知しないで住所を変更し、貴社にとって所在が不明になったとき。

⑦ 貴社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は、当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より 20 日間経過したとき（ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の宛名人がこれを証明したときは除く）。

2. 私が、次のいずれかに該当し、または連帯保証人が④に該当したときは、貴社の請求により期限の利益を失い、貴社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

① 融資申込に際して、虚偽の申告があったとき。

② 私が経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立てまたは解散その他営業の停止があったとき。

③ 本契約以外の貴社に対する金銭の支払債務を怠るなど、私の信用状態が著しく悪化したとき。

④ 条に規定する暴力団員等もしくは前条第 1 項各号に該当した場合、もしくは前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

⑤ その他本契約の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。

#### **第 11 条 連帯保証人等**

1. 連帯保証人は、本契約の各条項および民法第 454 条の規定（催告の抗弁および検索の抗弁の権利を有しません。）を承認のうえ、本契約締結を同時に私が貴社に対し負担する本契約上の一切の債務につき、私と連帯して債務の履行の責に任じます。

2. 連帯保証人は、連帯保証人が保証債務を履行した場合には、代位によって貴社から取得した権利を私の貴社に対する債務が完済されるまではこれを行使しません。

3. 私の信用状況など、私が貴社に提供した情報については、連帯保証人に開示することを私は同意します。

4. 貴社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をした場合は、私およびその他の連帯保証人に対してもその効力が生じるものとします。

5. 私は、貴社が連帯保証人に対して民法 458 条の 2 に定める債務の履行状況に関する情報を提供することに同意します。

#### **第 12 条 費用・公租公課等の負担**

1. 本契約に基づき作成する契約書およびそれに係る書類作成時の印紙代は私および連帯保証人の負担とします。また、債務弁済に要した費用、ならびに貴社の債権保全のためおよび貴社からの返済のために要した費用は、すべて私および連帯保証人の負担とします。

2. 私および連帯保証人は、貴社から各種証明の交付を受けるときは、貴社所定の手数料を支払うものとします。

3. 本契約または本契約に基づく費用、およびこれに対する消費税その他の公租公課は、私および連帯保証人の負担とします。

#### **第 13 条 債権の譲渡等の同意**

私および連帯保証人は、貴社が本契約に基づく債権および権利を貴社の資金調達その他の目的のため必要に応じ取引金融機関、特定目的会社、特別目的会社、信託会社、または債権回収会社（以下、「金融機関等」といいます。）に譲渡もしくは担保提供（質権および譲渡担保設定を含みます。）その他の処分をすること、貴社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、ならびに貴社が金融機関等との間で本契約に基づく債権および権利に関するその他の取引を

することについてあらかじめ承諾するものします。

#### **第14条 提出書類**

1. 私および連帯保証人は、貴社が求める書類を提出するものとします。
2. 私および連帯保証人が本契約に基づき提出した書類は、返還されないこと、ならびに貴社が所定の時期・方法で破棄することに同意するものとします。

#### **第15条 債権証書の返却**

貴社は融資金完済後、債務の全部を弁済した者に対して、本契約書を遅滞なく郵送等により返却するものとします。ただし、私および連帯保証人が第8条により住所等の変更通知を怠ったため、不到着となり差し戻された場合は、貴社の責任において貴社の所定の時期・方法で破棄することに同意するものとします。

#### **第16条 準拠法**

本契約に係る準拠法は日本法が適用されます。

#### **第17条 合意管轄裁判所**

私および連帯保証人は、本契約について紛議が生じた場合、訴額のいかに係らず、私および連帯保証人の住所地および貴社の本社を管轄する簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### **第18条 住民票等取得の同意**

私および連帯保証人は、本契約を行う者が契約書に記載された私および連帯保証人に相違ないことを確認するため、ならびに契約成立後の債権管理のため、貴社が住民票等を取得し利用することに同意するものとします。

#### **【指定紛争解決機関】**

法令にもとづき、山陰信販株式会社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称・所在地・お問い合わせ電話番号等は下記のとおりです。

名称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地：〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19-15

T E L : 0570-051-051

以上 (2022. 4. 1)